

---

令和3年 第4回 高千穂町議会定例会会議録(第4日)

令和3年12月14日(火曜日)

---

議事日程(第4号)

令和3年12月14日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員(13名)

1番 藤田 利廣議員	2番 田中 義了議員
3番 佐藤さつき議員	5番 板倉 哲男議員
6番 磯貝 助夫議員	7番 本願 和茂議員
8番 中島 早苗議員	9番 馬原 英治議員
10番 坂本 弘明議員	11番 工藤 博志議員
12番 富高健一郎議員	13番 富高 友子議員
14番 佐藤 定信議員	

---

欠席議員(なし)

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 甲斐 順生	書記 南條 良夫
----------	----------

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 甲斐 宗之	副町長 …………… 藤本 昭人
教育長 …………… 戸敷 二郎	総務課長 …………… 佐藤 英次
財政課長 …………… 興梠 貴俊	総合政策課長 …………… 戸高 雄司
税務課長 …………… 林 謙一	町民生活課長 …………… 甲斐 利一
企画観光課長 …………… 山下 正弘	福祉保険課長 …………… 有藤 寿満
農林振興課長兼農業委員会事務局長 ……………	佐藤 峰史

農地整備課長 …………… 江藤 武憲                      建設課長 …………… 甲斐 徹  
会計管理者 …………… 飯干 美恵                      病院事務長 …………… 須藤 浩文  
保健福祉総合センター事務長 …………… 興梠 晶彦  
上下水道課長 …………… 江藤 良一  
教育委員会次長兼教育総務課長 …………… 河内 晴彦  
監査委員 …………… 中尾 清美

---

午前10時00分開議

○事務局長（甲斐 順生事務局長） 御起立をお願いいたします。一同、礼。

〔起立・礼〕

○事務局長（甲斐 順生事務局長） 御着席ください。

○議長（坂本 弘明議員） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

#### 日程第1. 一般質問

○議長（坂本 弘明議員） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

なお、質疑をされる方は、町長の最初の答弁以降については、質問の内容に応じ答弁者を指名して質疑願います。

最初に、藤田利廣議員の質問を許します。質問席に登壇願います。

○議員（1番 藤田 利廣議員） おはようございます。議席番号1番、藤田利廣です。かなり緊張しておりますので、初めての議会で通告を受けまして質問をいたします。うまくいくように心配しておりますが、初めてということで、大目に見ていただきますようよろしくお願いいたします。

本日は3件の質問があります。

まず1件目は、有害獣について。2件目は、森林環境譲与税の利用について。3件目は、九州中央道についてであります。

それでは、始めさせていただきます。

件名、有害獣について。

有害獣捕獲について、猿、鹿、猪は全国的に有害駆除されていますが、小動物の有害駆除はあまりされていません。時期的に指定されたときにしか有害獣にならないからであります。

これから先、山に餌がなくなり始めると、里に下りてきての被害が大きくなると思われます。小動物の兎の被害は1年中であり、杉苗、ヒノキの皮剥ぎなどの被害があり、植林後困っている。狸、ムジナの被害は、夏から秋にかけてトウモロコシ、キュウリなど。狐、テンは、秋から冬にか

け鶏などを餌にしている。

猟期が11月1日から3月15日の期間ですが、猟期の延長はできないか。

小動物の捕獲の指定期間の延長と捕獲金額をもっと高くすれば、捕獲が増えるのではないか。

捕獲処理、ジビエの計画はないのか。山林災害防止となるのではないか。価格も熊本県と比較して安いとの情報もあります。価格の検討はどうか。

捕った獣の大半は山に捨ててあると聞いていますが、ジビエ施設があれば加工して毛皮などに利用できるのではないか。

そこで、町長にお伺いします。

1つ、猿、鹿、猪の捕獲数、また、年間の捕獲数。

2、小動物の被害調査は回覧板の調査報告だけか。

3、捕獲金の値上げはどうか。

4、小動物を含め捕獲処理場の建設はないのか。

続きまして、森林環境譲与税について。

森林環境譲与税の利用について質問いたします。

林業振興が高千穂総合長期計画、過疎地域持続的発展計画でも林業の担い手不足が上がっていますが、年々高齢化、機械化で担い手が不足していて人材確保が難しい。担い手不足を解消するには、土曜日、日曜日に林業する担い手をつくる、日曜大工ならぬ日曜林業にしたらどうかと思いますが、この日曜林業型は、前に板倉議員が週末林業ということで話をされておりますけれども、またそれと同じようなことであります。

林業の自伐型林家でない方が山を持ち、林業をしない、したいができない方など様々な事情で林業ができない。下刈りなど森林組合に委託しても下刈りの補助も5年で終わり森林組合でもできない。植付けにしても同様、森林環境譲与税でそのようなことがないように組織ができないか。安全に作業する対策、損害保険などを立て替えをする組織ができると、人材確保もできるのではないかと考えます。

森林環境譲与税で森林組合と農業協同組合等を核にした林業組織づくりが必要ではないか。また、休耕地の利用で育苗の計画をしたらどうか。ただ、苗を作っても5年かかるので、環境譲与税で賄う方法は取れないか。

郡内で苗も年間約30万本を購入しているようですが、30万本の育苗の計画をしてはどうか。5年先、10年先だけでなく、50年、100年先を見た林業計画を望みます。

そこで、町長にお伺いします。

1、森林環境譲与税で新しい森林整備組合、仮称ですが、できないか。また、運用計画はできないか。

2、再造林計画はどのように考えているか。

3、申し訳ありません。3番の「再」の字が、再びじゃなくて取るほうの「採穂」、育苗、植付け、下刈りの管理体制はどうなっているか。

3番目、九州中央道について。

矢部高千穂間の建設が急ピッチに進行中ではありますが、その計画路線上に約30戸ほどの住民がかかると聞いておりますが、立ち退きを余儀なくされる住民は、住み慣れた高千穂を離れなければならない事情となります。出ていかれますと苦渋の決断をされ、町民のため、みんなのため、立ち退きになられる方に、町に住んでいただく方法はないかと早急に模索の必要があるのではないかと。建設が遅れないようにするためにも早急に対応して、住民の不安を取り除くことが一番大事と思われまます。

そこで、町として立ち退きになった方々に、今までと同じように住んでいただくように、町住宅、共同住宅等を集落と同じように住んでいただくように形式は取り上げられないか。新しい土地、住宅について検討されているのか。

地元業者で新しく改築される住宅を提供されています。このような活動をされている方々と連携して、以前と変わらない生活ができるよう工夫を早急に計画していただきたいと思ひます。

そこで、町長にお伺ひします。

1、どのような計画で進められているのか、進捗状況は。

2、新しい住居地の計画はどうか。

3、住民との対話、座談会は。

4番、担当者1名で対応ができるのか。

インターの乗り入れ口、交通アクセスについてはどうか。

以上、答弁をよろしくお願ひします。

○議長（坂本 弘明議員） 町長、登壇願ひします。

○町長（甲斐 宗之町長） それでは、藤田利廣議員のまず有害獣についての御質問にお答えをいたします。

有害鳥獣による被害は、経済的被害のみならず、営農意欲の減退や耕作放棄地の増加をもたらす一因ともなっております。また、野生鳥獣の個体数が年々増加するとともに分布域が年々広がるため、地域ぐるみの被害防止活動や侵入防止柵等の整備などの総合的な対策を講じているところでございます。

有害鳥獣捕獲につきましては、各地区に鉄砲、わなの8班と、野猿特別捕獲班で構成します135名の方々に、有害鳥獣捕獲許可に基づき捕獲活動をお願いしております。

御質問の猿、鹿、猪の捕獲数、また年間捕獲数ですが、令和2年度の実績によりますと、鹿

1,610頭、猪1,172頭、猿1頭の幼獣も含む捕獲実績となっております。

次に、小動物の被害調査は、回覧板の調査報告だけかとの御質問ですが、被害状況の把握に当たっては、農家や集落代表者からの報告、農業共済組合への照会、有害捕獲申請書の確認により被害状況調査を実施しております。

次に、小動物を含め捕獲処分場（ジビエ）の建設計画はないかとの御質問ですが、現在のところ、町が主体となつての建設計画はございませんが、捕獲した鹿、猪を資源として活用できれば、鳥獣被害対策のコスト低減に役立つだけでなく、その対策に関わる人々の意欲を向上させ、地域の活性化につながることを期待されるため、獣肉の利活用の検討も必要ではないかと思っております。

次に、捕獲金の値上げはどうかとの御質問ですが、現在、鳥獣被害防止総合対策交付金及び鹿捕獲促進特別対策事業により、国から交付される猪及び鹿1頭につき7,000円、猿1頭につき8,000円の助成金に、町単独費で猪2,000円、鹿3,000円、猿2万3,000円の上乗せを行っており、結果1頭当たり猪9,000円、鹿1万円、猿3万1,000円となっていることから、現時点でのさらなる上乗せは考えておりません。

次に、狩猟期間の延長計画はどうかとの御質問ですが、狩猟期間は11月15日から2月15日までですが、宮崎県第二種特定鳥獣管理計画に基づき、ニホンジカと猪については、今年度末までの間、11月1日から来年3月15日まで狩猟期間が延長されています。有害鳥獣捕獲許可につきましては、1年を通して許可を出している状況です。

今後とも、国や県の事業を活用しながら、地域の実情に合わせたきめ細かな対応で被害防止に努めてまいります。

次に、森林環境譲与税利用についての御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、林業従事者の高齢化や木材価格の低迷が続いたこと等により、林業の担い手不足が深刻となっていることに加え、山林保有者の高齢化や不在等により、未植栽地や管理が行き届いていない森林が増加しております。

まず、森林環境譲与税については、手入れの行き届いていない森林整備を推進するために創設されたもので、既存の森林整備事業で対応可能な再生林には充当できないこととなっております。下刈りや間伐といった保育事業には充当できると思われませんが、苗の生産について、森林環境譲与税の充当が適切かは、慎重な判断が必要と考えます。

御質問の森林環境譲与税で新しい森林整備組合（仮称）はできないか、また、運用計画はできないかとのことですが、譲与税の利用目的に照らせば、森林環境譲与税の充当は適切ではないと思われま。

再生林計画はどのように考えているのかとの御質問ですが、平成31年度から森林経営管理法

による新たな森林管理システムが動き出し、森林所有者に対して森林管理に関する意向調査を実施しております。調査は、森林経営計画を作成していない森林所有者を対象に実施し、所有している森林を今後どのように管理していくのかを確認するものです。その業務をコンサルタント会社に委託をしております。その調査結果を踏まえて、森林管理に対して既存の事業で対応するものと、町単独事業の新設を必要に応じて検討してまいりたいと思います。

次に、採穂、育苗、植付け、下刈りの管理対策はどうなっているのかとの御質問ですが、皆伐後の再造林につながるよう森林の公益的機能を維持する観点から、再造林・下刈り・間伐・防護柵の設置について、県補助を受けた事業に対し上乗せ支援を実施しております。また、今後の森林整備事業の取組につきましては、現在抱えている過疎化、高齢化による林業担い手の減少や、木材価格の伸び悩み等の課題解決に向け、引き続き森林所有者に対し、森林整備事業をはじめ、森林・林業に関する補助事業の有効活用を周知するとともに、県森林組合をはじめとする森林林業関係機関と協力し、新たな森林林業の在り方について模索をしてまいります。

最後に、九州中央道についての御質問にお答えをいたします。

質問の順番が前後するかとは思いますが、まず、どのような計画で進められているのか、また、住民との対話、座談会（説明会）は、との御質問について、現在、高千穂町内では、五ヶ瀬高千穂道路、高千穂雲海橋道路の2つの区間を事業実施中で、五ヶ瀬高千穂道路については、実施設計、用地調査等、また、工事用道路の調査設計等が行われており、一部で本線の用地交渉が始まっているところでございます。また、高千穂雲海橋道路につきましては、11月に国土交通省九州地方整備局延岡河川国道事務所による関係者に対するの測量、地質調査等の立ち入り説明会を実施されたところで、対象測量範囲の土地所有者の方々にその了承を頂いたところでございます。

概略実施設計ができた段階で、再度国土交通省のほうから地元のほうへ説明がありますが、コスト面の見直しなどは国土交通省内で行われ、変更を生じる分は再度の説明会を行うなど、細かい手順を踏んでいただいていると認識をしております。

次に、新しい居住地の計画はどうなのかとの御質問ですが、議員の言われるように高千穂の人口減少につながるという事態も考えられないこともありませんが、住みやすい高千穂町づくりをするためにも、用地を提供していただく地権者の方々に、誠意を持って説明を行い、御理解、御協力がいただけるよう用地交渉を進めていく必要があると考えます。また、地権者の方々にも住居であったり、営業用の施設であったり、家族構成であったりと様々な事情があると思われるので、用地交渉の協議の中で地権者の要望を十分に聞いた上で、国、県へつなぎ、町としましても移転先の宅地の確保等できる限りの対応と対策を講じてまいります。

次に、インター（乗り入れ口）はどうなのか、加えて交通対策（アクセス）についての御質問ですが、町内のインターチェンジについては、葛原の国道325号につながる計画であります。

最後に、担当者1名で対応ができるのかとの御質問ですが、基本的には国土交通省の事業でありますので、高千穂町職員は地元との調整という位置づけでありまして、事業は延岡河川国道事務所が主体的に進められているところでございます。

また、昨年度から西臼杵支庁土木課用地係の職員を2名増員していただいております、宮崎県で用地の先行取得を進めているところでございます。用地取得につきましては、施工箇所の連続性や構造物設置の資材搬入を見据えた作業条件やコスト面で有利なところから進められる見込みであります。

今後も、国、県と連携し、早期完成を目指してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（坂本 弘明議員） 藤田利廣議員。

○議員（1番 藤田 利廣議員） 獣害ですが、それこそ鹿、猪、猿等については出ておりますが、獣害の中でも兎、それから狐、テンについては、補助金という奨励金は出てないと思うんですが、それにつきまして、獣害とは、小さい小動物に対しては、今あるのは狸とアナグマ、いわゆるムジナですね、についてであります、これも捕獲期間が決まっていると私は聞いておりますけれども、今、町長の答弁ではそれがないということでありましたので、もう一回確認したいと思っておりますが、よろしく申し上げます。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 鳥獣害については、農林振興課長がお答えします。

○議長（坂本 弘明議員） 農林振興課長。

○農林振興課長（佐藤 峰史課長） 藤田議員のただいまの御質問にお答えいたします。

最初に言われました兎、狐、テンにつきましては、高千穂町で計画しております鳥獣被害防止計画の中の対象鳥獣になっておりませんので、現在のところ報奨金は出ておりません。

あと、捕獲期間につきましてであります、先ほど町長の答弁にもありましたように、狩猟期間は11月15日から2月15日までとなっております。その間の空白の期間につきましては、有害鳥獣捕獲に係る許可ということで許可を出してございまして、1年間絶え間なく捕獲ができるようにということで捕獲期間の設定をしております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 藤田利廣議員。

○議員（1番 藤田 利廣議員） 今の答弁の中では、指定されていない兎とか、今兎のほうも県北の五ヶ所地区なんかでは、もう既に植栽した山林が駄目だと。結局山にならないような状態にもなっていると聞いております。また、県南のほうでは兎の害は少ないんですが、県北のほうでは兎が非常に悪さをしておるということでありますので、兎と小さい小動物の兎の有害獣、小動

物の指定はできないものでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 担当課とも話をしておりましたが、確かに五ヶ所地区のほうでは、特に兎が植林、再造林した苗を荒らすというような話は聞いておりますので、兎については有害獣として指定したいというふうに考えております。また、狐、テンにつきましても、林家また林務所の声を聞いて検討したいというふうに思っています。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 藤田利廣議員。

○議員（1番 藤田 利廣議員） ありがとうございます。

続きまして、その捕獲金の金額とかそういうものを上げれば、いわゆる猟師の方々ももう少し捕っていただけるんじゃないかと。報奨金があるときには捕るが、ないと捕らないというのが猟師さんたちの考えが大半であるように伺っております。また、猟友会の方々の活躍も聞いておりますけれども、いわゆる人手不足ということで体力的にも高齢化してきておるといことでありますので、なかなか有害獣が捕れないというような状況になっておるようですが、小動物のいわゆる報奨金、奨励金を見直しをしていただけるのでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 現在のところ、猪、鹿等につきましては、資料も出ておりますけれども、先ほど説明もしましたが、猪が9,000円、鹿が1万円と、猿は3万1,000円ということではありますが、そのような動物については、今のところ町単独での上乗せ事業も行っておりませんので、今のところ上乗せは考えておりません。

小動物、新たに範囲を、小動物の種類を、対象動物を増やすということについては、今のところ3,000円ということでもありますけれども、そこについて一気に増額というところは今のところ考えておりませんが、小動物の対象を増やすということについてのみ、今のところ考えているところでもあります。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 藤田利廣議員。

○議員（1番 藤田 利廣議員） ありがとうございます。まずは、やっぱり有害獣も小さい、子供ですね、鹿、猪の子供たちも猟師さんに聞きますと、小さいから処理に面倒くさいからということでそのまま放置されるということがたくさんあると聞いておりますので、小動物の中に入るかと思っておりますけれども、鹿、猪につきまして、小さいから半分だというようなことでもありますので、もう少しその辺も考えていただけるとよろしいかと思うんですが、今、答弁ではそのままということで上乗せは考えていないということではありますが、国、県からの補助金等もありまし



て、今12,435千、この前聞いたところではこの金額が補助金であるということで、それに乗せで高千穂町からも乗せがありますけれども、補助金も国、県からも頂いておりますので、町からももう少し、町のほうからの支援があると猟師さんたちも捕っていただけるんじゃないでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） そうですね、分からなくもないんですけども、なかなかその町単独で出すという、乗せするということがありますので、全てに対して増額をするということは、なかなかいきなりは難しいかなというふうに思っております。

ただ、幼獣につきましては、町単独事業費で計上をしているわけですが、幼獣を捕獲するということは成獣にならないとか、繁殖機能を持つ前ということであれば効果は高いのかなというふうに思いますので、幼獣、単独費の支出になりますけれども、若干の乗せができないかどうかというところにつきましては、幼獣に限ってはちょっと検討の余地はあるかなというふうに思います。今のこの場では幾ら上げますということは明言はできませんけれども、特に今後将来に向けて効果が高いと思われる部分に限ってについての増額については、また庁舎内で検討したいというふうに思います。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 藤田利廣議員。

○議員（1番 藤田 利廣議員） ありがとうございます。

それでは、続きまして森林環境譲与税の利用についてであります。それこそ今、先ほどでは環境譲与税は適用できないというお話がありましたけれども、森林経営管理制度の中で、森林整備等だけに充てるということになっておりますけれども、本来ならもう少し市町村が発する間伐事業には充てられないとかなっておりますけれども、新たな用途に充てる場合は、相当の理由づけが必要で慎重に判断するということがありますけれども、県環境森林課林政計画担当と協議してくださいとか、担い手確保とか、労務省力化資材、コンテナ苗木の増高、経費への助成とか、そういうのもいろいろありますので、県との相談をされて、十分に相談をされて利用しているかどうか。

また、この人材確保ということで土曜、日曜に休みになりますので、そのときに林業に携わっていただく、そのためにもこの環境譲与税を利用したらいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 森林環境譲与税の用途につきましては、もちろん県のほうと相談をしながら、いろいろこういうことがやりたいということを御相談しますけれども、なかなか、「それ

はちょっと趣旨に照らしてどうでしょう」というふうな回答が多いといいますが、なかなかに制約があるなということを感じているところでございます。

その使途、県とのやり取りとか、その辺りにつきましては、農林振興課長のほうでお答えしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 農林振興課長。

○農林振興課長（佐藤 峰史課長） 県と協議をしているかという御質問ですが、新たな事業を開始するときにおきましては、西臼杵支庁の林務課を通じまして、本課とも協議を重ねておりまして、森林環境譲与税の充当の目的に合っているかどうかというところの確認をしながら事業のほうを進めている状況です。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 藤田利廣議員。

○議員（1番 藤田 利廣議員） 県も国も再造林をうたっておりますけれども、再造林ということだけで、いわゆる再造林をするには、一番いいのは植付けからではなく、苗から作っていくことも一番の循環型になってくるんじゃないかと思いますが、循環型だけじゃなく、この譲与税をもう少し幅広く使えるようなほうに、国、県でも、また森林組合でも、一応そういう検討はされていると思いますので、これから先の自然災害を起こさないようにするためにも、地球温暖化対策、そして防災・減災を意識して、災害に強い森林整備をしていかなきゃならないと思います。

伐採地の跡地の再造林も不確定であります。また再造林をする前に、やっぱり今から先、いつでも植えられる植栽可能のコンテナ苗の植栽、そしてこれを生産して、そして育苗、植えて、そして再造林と。最終的には一つのいわゆる桶屋の説法ではありませんけれども、ぐるり回って、今農協の育苗センターでも、今、前の、昔のような育苗ではないということを伺っております。育苗センターもだいぶ、半分以上空いていると、空き地があるということで、やはり町とそして農業協同組合、森林組合、これがやっぱり三者、行政が携わってのこれからの森林、山づくりをしなきゃならないのではないかと思いますので、この環境譲与税もそれに充てられる保険とかそういうものに使えるように、県、国との交渉も今から先一番必要ではないかと思いますので、林務課長にお伺いします。そういう計画は今考えておられますか。よろしくお願ひします。

○議長（坂本 弘明議員） 農林振興課長。

○農林振興課長（佐藤 峰史課長） 藤田議員が言われましたとおり、確かに循環型の林業経営は大切なことだと思います。今御意見を頂きましたように、直接再造林には環境譲与税は充てられないということで、保険等直接ではないが後ろから充てられるところ等ありましたら、また関係機関と協議しながらその辺りを検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 藤田利廣議員。

○議員（1番 藤田 利廣議員） ありがとうございます。ぜひそのように、県といつも親密な付き合いをして、相談をしていただいでやっていただきたいと思います。

最後になりますけれども、九州中央道についてですが、私の聞いたところでは、今県のほうと担当者が、高千穂町では1名ですが、西臼杵支庁の用地係が2名というようなことでありますが、地元の住民の方々は、それこそ用地はあれしたが、まだ中身は分からないと。やっぱり対話がないということで、やはりもう少し住民、今苦渋の決断をされた方々に、やはり町として行政としてももう少し住民の方の立場になって考えてあげる必要があると思いますので、コスト面ばかりを優先されて住民のことはないがしろにされているのではないかというようなことがありましたので、このような質問をさせていただきました。一日も早く高速道路ができることはみんなが望んでいることではありますが、それに対してやはり苦渋の決断をされた方々を何とかしてあげられないかという気持ちが強くありますので、やはり立ち退きになれば、同じ高千穂町内にどこかにそのような土地、場所、そういうものを見つけてやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 藤田議員の御質問にお答えいたします。

もちろん町としても、国、県の間にとって町民の方とおつなぎをして、その事情がよく分かってる町は、町の職員が間に立っておつなぎをして、その気持ちを酌み取って、可能な限りの対応をしたいというふうに考えております。

また、宅地につきましては、多分私の感覚ですけれども、高千穂町にお住まいの方はそれぞれの公民館組織に所属をしており、立ち退きになってもその地域内には住みたいと多分思ってもらえる方が大半じゃないかなと思います。そういった方に対して、町が準備した土地に移転されるということも場合によってはあるかもしれませんが、極力地域内に住み続けたいと思われる方に対して、地域の方とあるいは自分の所有の土地に移るといようなことについてのアドバイス、助言、そして、どうしても場所がないという方については、例えばですけれども、押方の南平団地の旧住宅跡地であったり、今はまだまだ公表できる状況ではありませんけれども、町内の場所の中で宅地として新たに造成できるような場所の選定、そういったところも検討しておりますので、そういった代替地をお示ししながら、そこに移転ができますといようなそういった場所もしっかり準備しつつ移転、立ち退きに当たっては様々な交渉、国、県の間にとって適切に町外に移り住まれることの、住まざるを得ない状況がないように、町としては誠心誠意、町民の皆様の立場に立って対応したいというふうに、対応したいといひますか、対応しているといふことで考えております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 藤田利廣議員。

○議員（1番 藤田 利廣議員） ありがとうございます。やはり高千穂に住んでいただくようにやっていただきたいと思います。

それこそ山も住民も一緒ですが、5年、10年先でなく、山などはもう50年、100年という立場でものを見ていただきたいし、この高千穂町も50年、未来に向けてのまち・ひと・しごとづくりが上がっております。

最後に、総合室長にお伺いします。あとこれから先、10年、20年先、まず50年先、100年でもいいんですが、本来の高千穂のまちづくり、そして今からのまち・ひと・しごとということで出されておりますので、総合室長にお考えをお伺いしたいと思います。よろしく願いします。

○議長（坂本 弘明議員） 総合政策課長。

○総合政策課長（戸高 雄司課長） ただいまの御質問ですが、今確かに長期計画、過疎計画等も作成して実施してまいっておりますが、確かに50年、100年後の高千穂町を見据えて作っているところではございますが、一つ一つ課題も多く、克服していかなければならないところも数多くありますので、まず一つ一つそれを解決して行って、本当に住んでよかったと思える高千穂町にしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 藤田利廣議員。

○議員（1番 藤田 利廣議員） ありがとうございます。それこそ本当によろしく願い申し上げて、以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

.....

○議長（坂本 弘明議員） ここで、10時55分まで休憩いたします。

午前10時46分休憩

.....

午前10時55分再開

○議長（坂本 弘明議員） それでは、会議を再開いたします。

次に、磯貝助夫議員の質問を許します。質問席に登壇願います。

○議員（6番 磯貝 助夫議員） 議席番号6番、磯貝助夫でございます。通告に従いまして一般質問のほうをさせていただきます。

件名につきましては、高齢者の健康維持を考えた取組についてでございます。

現在、高千穂町は高齢化率が約42%と書いておりますけれども、先日国勢調査の結果が新聞に

載っておりまして、43.1%ということであります。

今後も上昇傾向にある。高齢者が健康を保つためには趣味や娯楽を楽しみ、運動を行い、病気を早期に発見し、その予防に努めることが必要であると思います。

数年後には約半数の人が65歳以上を占める本町において、趣味・娯楽が楽しめる場所、健康維持のために運動を行える場所、病気を早期に発見できるシステムは十分だろうか考えます。

人生100歳時代、元気で長生きと言うが、もちろん一人一人の努力が必要ではありますが、その手助けを町としてできることはないでしょうか。その1つとして、公園の整備と利用しやすい環境づくりについて問います。

現在、総合運動公園にある自由公園には、児童用の遊具がありますが、高齢者や成人向けの健康維持のための器具はありません。器具を利用し健康維持を図るとともに、子供から大人まで楽しめる場になると考えます。

また、遊歩道の整備が不十分なため利用者がいない状況。遊歩道を整備しアップダウンのコースを歩くことで、脚力の維持が図れると思います。

以上を踏まえて、町長に問います。

1つ、現在、町は高齢者が元気で長生きできるための取組は十分であると思うか。2つ、高齢者、成人向け健康器具の設置はできないか。3つ目、遊歩道の整備はできないか。

以上を、町長、答弁をお願いします。

○議長（坂本 弘明議員） 町長、登壇願います。

○町長（甲斐 宗之町長） それでは、磯貝助夫議員の高齢者の健康維持を考えた取組についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の高齢者が元気で長生きできるための取組は十分であると思うか、の御質問ですが、議員御指摘のとおり、健康寿命を延ばすことは誰もが望むところであり、高齢化社会の中での大きな目標でもあります。

本町における要介護の原因は、心疾患及び認知症が同率で47.2%、次いで関節症が40.2%となっています。その原因は、生活習慣病の悪化に加齢が進むことによるものや、生活が不活発になることで起こるものがあるとされております。

特に、本町で課題となっている高血圧、糖尿病及び慢性腎臓病ではフレイルのリスクが高くなり、予後も不良となることが分かっています。生活習慣病の重症化が原因でフレイル、介護状態につながっている方が多いのが現状です。

町では現在、高齢者の健診・医療・介護のデータ分析を行い、重症化予防・介護予防の対象者の抽出を行っています。その結果を基に、医療機関と連携しつつ、リスクの高い方々から優先的に保健指導や訪問による個別支援を行っています。

加えて、自分の体の状態を知るための健康診断の受診率向上に向けた取組も強化をしており、令和元年度の受診率が17.1%、令和2年度が32.9%と伸びているところです。

今、コロナ禍で外出や地域交流の機会が減少している中で、自宅で自分のペースで行える運動や、健康を維持するための食事の工夫などについて、町広報やテレビ高千穂などを活用して、啓発活動にも力を入れているところであります。

フレイルや介護の予防は、高齢期になってからの取組では遅いと言われていています。若い世代から高齢者まで全世代の町民の皆さんの健康づくりや疾病予防に努めることで、長い目で見た健康づくり対策を実施していきたいと考えております。

次に、2つ目の高齢者・成人向け健康器具の設置について、の御質問ですが、大人用の遊具を子供が利用し、けが等の事故が発生しているケースもあるために、公園内で設置した場合で子供が利用する可能性がある場合には、管理者において十分な安全対策を講ずる必要があることから、設置に向けては慎重に検討を行う必要がございます。

安全性が高く、効果のある健康器具について、他自治体の設置の実例を参考にしながら検討してまいりたいと考えます。

次に、3番目の遊歩道の整備はできないか、の御質問ですが、安全面を考えると、高齢者には積極的な利用は推進しないほうがよいと考えますので、整備してほしいとの声が多くなれば、これまで同様、道の草刈りや清掃等の管理で継続をしていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（坂本 弘明議員） 磯貝助夫議員。

○議員（6番 磯貝 助夫議員） 答弁を頂きましたけども、私も今年60になりまして、来年、年が明けたらもうすぐ61、もう間もなく高齢者のその枠に入っていくわけですけども、先ほど言いましたように、国勢調査の結果によっては43.1%、宮崎県で高齢化率の高いほうからいくと7番目と、6番目の町と同率で7番目ということでもあります。

先月だったか、10月の議会では30.0%、それに何か月もしないうちに0.1%増えている。この流れでいくと、やっぱり近いうちに、もう半数の方が65歳以上ということ。当然私たちもそこに入ってくるわけでありまして。

まず初めに、町長にお伺いします。町長は現在健康でありますか。また、健康維持のために何か努力はされておりますか。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 私はおかげさまで今のところ何も気になる病気もありませんし、同年代ではかなり何種類も薬を飲んでいる同級生もいますけれども、そこらあたりも全くございませんので、大丈夫かと思っております。

可能であればといいますか、町なか、これは道路ではありますけれども、可能な限りウォーキング等をしながら健康維持に努めているところです。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 磯貝助夫議員。

○議員（6番 磯貝 助夫議員） 町のリーダーとして、やっぱり健康体で指揮をしていただきたいなというところがございます。

先ほど、健康診断の内容についてありましたけども、私のほうでちょっと調べたところ、特定健診です。国保のほうで出たのが、受診率を見ると40歳代が34%、50歳代が34%、60歳代が54%、70代が62%、これについては女性の割合です。男性は各年代、女性よりも約2から3%低い状況であります。

で、やはり今、町が行っている事業、特定健診、わけもん健診あるいは大腸がん、肺がん、胃がん、そういうところの健診に合わせて歯科の健診、あと、骨粗しょう症の健診等多種多様にわたって健診をやっておられる。で、これを受ければ、皆さん毎年毎年受けるわけで、その異常な状況とか、平常な状況、それを自分で知ることができます。

ただ、この受診率を見る限り、平均しても50%を満たないところだと思います。町としては70%以上の受診率を目指しているということで、先ほども報告がありましたように、少しずつ受診率は上がってきていますよということでもあります。

で、この答弁書の中にあるデータ等の分析とかを行っているということでもありますけども、町長に伺いますが、この保健指導、個別支援を行っている人たちというのは、これは受診された方の指導ということでよろしいでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） そうですね。健診を受診された方のデータ分析を行いまして、早めに対策を打つべき方に指導を行っております。

また、健診の機会、特別に設けた健診だけじゃなくて、町立病院とも連携しまして、町立病院にかかったときの受診データ、そういったものも活用しつつ、保健師また栄養士が対応しているところでもあります。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 磯貝助夫議員。

○議員（6番 磯貝 助夫議員） それをなぜ聞きたかったかというのは、要は、掌握できる範囲というのが受診した方でないと掌握できない、病気の状況も分からない。これが半分の方であれば、今、65歳以上が5,000人弱いるわけですけども、半分でも2,500人の健康状態を把握できるけども、あとの半分の方々の健康状態の把握はできない。中には、もうある程度重症化

までいなくても、何か症状が出ている方がいて、何らかの理由で受診しない。あるいは、受検しないという方がおられるのかなというふうに思います。

ちょっと分析と、若い方がやっぱり受診しない。要は、今、健康体、どこも痛みもないんで、薬も常用してないので、受けなくてもいいやと。それが60、70になってきて、やっぱり足腰が痛くなってきた。ちょっと診てもらおうかな。あるいは、受けたほうがいいかな。だから、高齢化して受診する人が多くなってくる。それをいかにわけもん健診とか、若い人が受診率を上げれるかということが課題かと思います。

だから、高齢化になって病気が出てきてからでは遅い。その予防策としてやっぱり若いときから、そういう町が行う健診等をしっかりと受けてもらうような施策というのを考えなきゃいけないんじゃないかと。

町としては、先ほど言ったようなテレビ高千穂や広報で流しています。もう一つ何か一工夫してほしいなというのが私の願いであります。町長、何かほかにもう一つこういうのをやったらいいんじゃないかというようなことを、何かございませんか。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） いろんな機会に人が集まるところに町から積極的に出て行って啓発活動をやるということしか、今のところないかなというふうに思っております。

テレビ高千穂というのも動画でいろんなことをお知らせできる有効なツールだと思っていますので、そこらあたりの内容を充実というところもまた、必要な要素かなというふうに思っております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 磯貝助夫議員。

○議員（6番 磯貝 助夫議員） 私もいろいろと考えてみたんですけども、今、町としては町報じゃ何じゃ目に留まる部分でちゃんと広報というか、受けてくださいというPRしているということでもありますけども、もう一つ私欲しいなと思うのは、やっぱり役場職員の方々は皆さん、町民の生命財産を守るというのが一つの任務というか、仕事でありますので、生命を守るという意味でも、それが病院関係者とか、げんき荘とか、福祉保険課とか、そこだけのことじゃなくて、役場の職員皆さんがそういうところに、町民の健康維持を考えるのであれば、皆さんはそれぞれの地域からこちらに仕事に来ているわけですから、それぞれの地域にそれぞれの役場の職員の方々が、皆さんが町民の本当の健康を考えるのであれば、地域にもうちょっと根づいて宣伝をしていただくとか、健診を勧めるとか、あるいは、自ら健診を受けて受検率をアップする、自分の健康を維持するということを考えていただきたいと思います。

あえてここで聞きませんが、特定健診、皆さん受けてますか。あるいは、わけもん健診を



受けていますか。肺がん・胃がん検診を受けていますか。役場の職員の皆さんが何%それを受けているかどうかは分かりませんが、多分高い確率で受けていただいていると思うんですが、まず自分の健康プラス皆さんは町民の健康まで考えなきゃいけない立場にあるんだという意識をまず持っていただきたい。そういうところを、町長はどうお考えですか。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 御質問にお答えいたします。

町職員については、毎年必ず1回、町立病院での健康診断を受けるというのがもう決まっておりますので、プラスがん検診等につきましては希望して、あるいは人間ドックについても希望して、数年おきだったり毎年受ける職員もいますけれども、そういうふうな健康管理については、町として取り組んでおります。

また、そういったところの職員がやはり健康、受診率を上げるということについて、それぞれの地域の集まりごとのところに出向いて行って、保健センターなり、また病院の職員ではなくても、そういった啓発活動に何らかの寄与するということについては、おっしゃるような何らかの機会を使ってお伝えするということについて、町職員が機能を果たせるということは十分にあり得るかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 磯貝助夫議員。

○議員（6番 磯貝 助夫議員） 町長に町のリーダーとして、そういうところで役場の職員の皆さんにもそういう働きかけを今以上にやっていただければと思います。

で、受診できてない方というか、できない方もおられるわけです。例えば、農家の方々に牛を飼っている方というのは、例えば運動公園に来て運動してくださいとか、岩戸の湯で汗を流してくださいとか、あるいはプールで泳いでくださいとか言っても、なかなかそう時間も取れないし、家を空けることができない。ましてや旅行もできないというような方々がたくさんおられます。

で、農家の方々に受診されてない方というのは、やはり日頃から1年中汗を流し、体を動かし、働いていると言っているから大丈夫だという考えの方々もおられるようです。

ですから、受けられない環境にある方々にこちらから出向いて行って、血压なり、ちょっとした採血で血液分析なりということも可能かと思っておりますので、そういうところも含めて、やっていただきたいと思っております。

また、高齢化してくれば当然介護してくれる方もいなくなる。あるいは、高齢者が本当に自立して生活しなければ、本当に手が回らないというような状況にありますので、いかに高齢者が元気で長生きできるかということを考えて、対処をしていただくよう、これについてはよろしくお願いたします。

じゃ、次の質問に移ります。

運動公園に絞って今回は質問しますが、総合運動公園に自由広場というところがあります。あそこを見た限り子供向けの遊具が3つ、ジャングルジムみたいなのと、長い滑り台と、あと何か小さな乗っかって揺らすやつがありました。

あと、やっぱり成人向けあるいは高齢者向けの健康器具というのが、どこの公園を見てもない状況であります。あえて言えば、子供さんをお持ちのお父さん、お母さん方からは、遊具も少ないねというところの意見もいただいております。健康器具をつけるに当たって、安全なもの、あるいは子供たちが使っても危険じゃないものというところで答弁のほうには載っていますけども、中には、調べれば本当に安全安心な健康器具というのはありますので、それをぜひともつけていただきたい。

で、町長が知る成人・高齢者向けの安全な健康器具を何か御存じでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 御質問にお答えします。

私もそこまで詳しくは知らないんですけども、担当課のほうもお話を協議しましたところ、ぶら下がり健康器具的な遊具とか、あと、ストレスがかかる遊具があるようなんですけども、安全性を考えたときに、安全であるものについては、あそこの目が行き届きにくい総合公園でなくて、今、遊具の設置を考えている城山公園といいますか、あそこあたりの設置も検討してもいいのかなというふうには考えております。ものすごく私自身がそういった遊具について詳しく知識を高く持っているという現状ではありません。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 磯貝助夫議員。

○議員（6番 磯貝 助夫議員） ネットで見ると、いろんな器具があります。で、町長が言われるように、あっ、これはつけたら危険だな、危ないなという器具もあります。

見てて、ベンチです。今、公園を全部大体回って見たら、ベンチが老朽化して、何か座るにも座りづらいようなところが、そこにもありますけども、背もたれがもう壊れているとかそのまま置いてあります。

あれを、ベンチをどうせ替えるなら、健康器具のベンチ、要は背中を伸ばすようなのがあります。そしたら一石二鳥かなというところを考える。だから、先ほど言ったように、ぶら下がり健康を考えるのであれば、子供もぶら下がって遊べるようなものとかというのは、調べればたくさんあります。

これは私だけの意見じゃなくて、町民の運動公園を利用しておられる方々の意見でありますので、ぜひ現地を見ていただいて、それぞれの健康器具も踏まえて、城山の公園でもですし、中央

公園でもですけど、見ていただいて、何が足りないのかというところをぜひ研究していただければいいかなというふうに思います。

目に見える形で、町としてはこういう形で皆さんの健康を考えてますよというところも必要なのかなというところを感じましたので、今回この質問をさせていただきました。ぜひとも前向きに検討していただければというふうに思いますのと、ぜひ現地を見ていただいて、現地でウォーキングなり走っている人とか、グラウンドゴルフとかやっている方々に、何か足りないもの、必要なもの、こんなのあったらどうですかという提案も含めてやっていただきたいと思います。

次の最後の質問に移ります。

その前に、今2つ目の質問をしましたが、この質問については、前町長のときに、5年前に中島議員のほうもされていて、やっぱりそのときに検討していきたいというところがありましたので、引き続きよろしく申し上げますというところではあります。

最後になりますけども、総合運動公園の遊歩道。

答弁書では、かいつまんで言えば、高齢者には危ないんでこれは使わないでほしいというところでよろしいでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 遊歩道について、どういった場所に、どのような遊歩道というイメージがなかなか湧きづらかったんですけども、総合公園のほうにも一応遊歩道というのはありますけど、ちょっとあんまり人が歩いていないという実情はあろうかと思います。

そして、アップダウンがあったほうがいいということなのかなとも思うんですが、総合公園の周辺、あそこのウォーキングというところだけでも十分にフレイルを防ぐといえますか、足腰の健康維持には使えるのではないかというふうに思っておりますし、実際に歩いている方はおられます。例えば、夜暗くなっても歩けるように照明も増設しましたし、あの周辺の遊歩道といえますか、総合公園の中の周回できるところで、十分にその機能を果たせるのかなというふうにも、私としては認識をしたところです。

でありますので、もし新たに土の上というか、そういった形での遊歩道が必要であれば、そういう声が多ければ開設、場所の選定もありますけれども、そして、管理についてやっぱり必要になりますので、草刈りまた清掃等の管理の程度でやっていけるものであれば考えたいというふうに、そのような趣旨であります。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 磯貝助夫議員。

○議員（6番 磯貝 助夫議員） 今、町長が遊歩道はアップダウンがあったほうがいいのかなじやなくて、あそこはアップダウンがあり過ぎて誰も立ち入らないというような状況であります。

あり過ぎるのと、奥のほうに入っていくもんですから、ちょっと暗くて怖いという方々がおられます。中には、そのアップダウンを利用して足腰を鍛えるために入っている人がおりますけども、答弁でありましたように、高齢者はなかなか厳しいし、もし入っていけば転倒する可能性もありますし、転落する可能性もありますし、もしあのまま利用するのであれば、アップダウンがあるところに手すりをつけなきゃいけない状況。ではなくて、アップダウンは厳しいから利用できないという状況があります。

それを、例えば野球場の裏からぐるっと回っていくんですけども、下のほうに下りないでテニスコートの裏をぐるっと回るぐらいの軽いアップダウンのあるようなコースにすれば、高齢者の方々も夏は暑い日差しを避けて森林の中を歩けるし、秋は紅葉、あそこは紅葉がとてもきれいです。で、そこを見ながらその中に入っていくこともできるし、春は新緑がきれいですし、そういうところを楽しめる場として、せっかくある遊歩道を利用しない手はないな、もったいないなというのを私は感じております。

私もあそこはたまに入っていて、走ったり歩いたりするんですけども、そういう中で、ああ、これはもったいないなという気持ちがまずあるのと、やっぱりあそこでランニングされる方、ウォーキングをされる方がもうちょっと遊歩道が歩きやすけりゃもっといいのにねという意見を頂いておりますので、町長はそのイメージがちょっと分かれられないかもしれないんですけど、現地に一度行っていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 私はもう十分にイメージは湧きます。あそこをよく歩いていますので。

で、その周辺の道路を、メインスタンドの裏とか、反対側、あのあたりも、ちょうど野球場の横あたりも多少のアップダウンは、アスファルトですけどもありますので、そこらあたりでも結構負荷はかかるんじゃないかなというふうには考えております。

ただ、最初の御質問の中の文章を見ると、アップダウンのコースを歩くことで脚力の維持が図られると思うと。さらに、アップダウンのあるような遊歩道を整備すべきじゃないかというふうに、私は趣旨として取ったもんですから、そのようにお答えしましたけれども、アップダウンがあり過ぎるんだという話もありましたので、階段で厳しい部分について、確かに野球場の裏とか、あのあたりのことをおっしゃっているんだと思いますけれども、その整備は可能なのかということについては教育委員会の所管になりますけれども、また管理の面も含めて、指定管理者のほうともまた協議が必要かなというふうに思います。

現地はもちろん分かりますので、何となくイメージができたので、そこらあたりどう対応することができるかということは、また考えたいというふうに思います。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 磯貝助夫議員。

○議員（6番 磯貝 助夫議員） 申し訳ございません。私の答弁を見た限り、先ほど町長が言われたようにアップダウンを利用してと書いていましたが、あそこのコースのアップダウンが余りに厳しい部分があります。あれを改善してある程度のアップダウンでというところを町長に知っていただきたかったというところでありましたけども、ちょっと言葉足らずだったと思いますが、そういう状況ではあります。

で、今歩いている方々、走っている方々、あそこでグラウンドゴルフをやっている方々、それぞれ思いがございますので、ぜひそういうところも、また私もこれから利用する中で皆さんの意見を取りまとめて、その希望が多ければ、またちょっと町長も考えるということでございますので、皆さんの意見をもうちょっと多く聞いて、また機会があれば質問をさせていただこうかな。あるいは、町長にまた要望をしようかなというふうに考えております。

以上で質問のほうは終わりますけども、私が今回一番言いたかったのは町民の健康です。健康で長生き。そのために、今、町がやっていることをより一層、町長がリーダーとして発揮していただいて、まず見本となるべきは私たち議会であり、役場職員の皆さんでありというところを考えておりますので、これからも受診率、受検率が上がること、そして、町民の健康維持のための場所が多く増えることを期待いたしまして、一般質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしましたので、これにて散会いたします。

○事務局長（甲斐 順生事務局長） 御起立をお願いいたします。一同、礼。

〔起立・礼〕

午前11時26分散会

---